

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

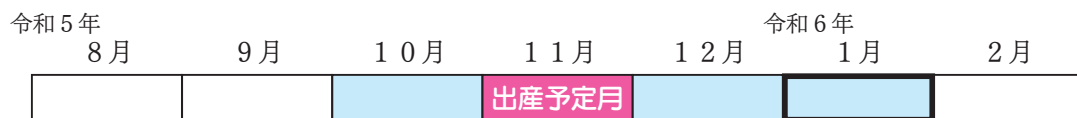
国民健康保険税の免除方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ①届書
 - ②母子健康手帳など
- ※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

国保係 9番窓口 ☎77-8379

～高額介護合算療養費および医療費通知について～

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担額を軽減する制度です。
同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには後期高齢者医療担当窓口への申請が必要です。

- ※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。
- ※支給額が500円以下の場合は支給されません。

自己負担限度額表【自己負担額の計算期間:令和4年8月1日～令和5年7月31日】

| 負担割合 | 区分 | 自己負担額の合計の基準額 | |
|------|----------|--------------------|------|
| 3割 | 現役並み所得者 | 【課税所得690万円以上】212万円 | |
| | | 【課税所得380万円以上】141万円 | |
| | | 【課税所得145万円以上】67万円 | |
| 2割 | 一定以上所得者 | 56万円 | |
| 1割 | 一般 | 56万円 | |
| | 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ(※1) | 31万円 |
| | | 区分Ⅰ(※2) | 19万円 |

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

対象の方へは案内が送付されます。案内が届きましたら、申請書、本人名義の通帳を持参のうえ、役場国保係までお越しください。

医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さまへ送付しています。発送月は1月上旬と2月下旬の年2回です。

イメージ図

| 受診年月 | 診療を受けた医療機関等 | 診療区分 | 日数 | 医療費の総額 | 自己負担額 | 食事療養・生活療養費 | | |
|--------|-------------|------|----|---------|--------|------------|--------|-------|
| | | | | | | 回数 | 費用額 | 標準負担額 |
| 令和5年1月 | 〇〇病院 | 医科外来 | 1 | 18,000 | 1,800 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年3月 | △△病院 | 医科入院 | 5 | 202,000 | 20,200 | 15 | 11,490 | 6,900 |
| 合計 | | | | 230,000 | 23,000 | | 11,490 | 6,900 |

- この通知は、皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。
- この通知は、医療費控除の確定申告の手続きで、医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署または役場税務担当までお問い合わせください。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が掲載されています。
- 医療費通知を医療費控除に使用する場合でも、領収書は捨てないでとっておきましょう。

高額介護合算療養費についての問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
国保係 9番窓口 ☎77-8379

医療費控除の申告についての問い合わせ先

網走税務署 ☎0152-43-2181
税務収納係 10番窓口 ☎77-8376